

白馬村いじめ防止基本方針



平成27年4月

白馬村・白馬村教育委員会

目 次

はじめに	1
第Ⅰ章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向	1
1 いじめ防止等の対策の目指す方向	1
2 いじめの定義等	1
(1) いじめの定義	
(2) いじめの理解	
(3) いじめの背景	
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめを未然に防ぐために	
(2) いじめを早期に発見するために	
(3) いじめに適切に対応するために	
(4) 学校と家庭・地域・関係機関との連携	
第Ⅱ章 いじめ防止等のために白馬村が実施する施策	3
1 組織の設置	3
(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(2) いじめ問題調査委員会の設置	
2 いじめ防止等のための施策	4
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見と対処	
第Ⅲ章 いじめ防止等のために学校が実施する施策	5
1 学校いじめ防止基本方針の策定	5
2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置	5
3 いじめの未然防止の取組	5
4 いじめの早期発見の取組	6
5 いじめへの対応	6
第Ⅳ章 重大事態への対応	7
1 重大事態の意味	7
2 学校の対応	7
3 村教育委員会又は学校の対応	7
(1) 重大事態発生時の報告	
(2) 重大事態の調査	
(3) 調査の実施	
(4) 調査結果の提供及び報告	
4 村長による対応	8
(1) 再調査	
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	
第Ⅴ章 いじめ等重大事態発生時の白馬村対応マニュアル	9

はじめに

人は様々な人と出会い、かかわり合いながら多くのことを学び、社会性と人格を形成していく。学校は、一人一人の児童生徒が尊重されながら、児童生徒同士の適切なかかわりの中で生活できる場でなければならない。しかし、そのかかわりの中で引き起こされるいじめは、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる決して許されない行為である。

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、誰もが加害者にも被害者にもなり得る可能性がある。いじめによって子どもが辛く悲しい思いをすることがないように、また、いじめによって子どもの健全な発達が妨げられないようにするためには、子どもを取り囲むすべての大人が、「いじめは絶対に許さない」という意識を持ち、役割と責任を自覚し、いじめの問題に取り組むことが大切である。

白馬村では、児童生徒の尊厳を保持するとともに、学校・家庭・地域・その他の関係機関が一体となり、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国のいじめ防止等のための基本的な方針を参酌し、「白馬村いじめ防止基本方針」を策定するものである。

第I章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめ防止等の対策の目指す方向

- (1) すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努める。
- (2) 児童生徒が自己有能感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるよう努める。
- (3) 児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大ごとになる前に早期発見・早期対応に努める。
- (4) いじめが起きたときは、いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校・家庭・その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指す。

2 いじめの定義等

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠された

り、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。外見的には、けんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分に加味したうえで対応する必要がある。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの児童生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。

さらには、いじめの加害、被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性等）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにすることが大切である。

(3) いじめの背景

いじめが起きる背景要因は、子ども自身・家庭・学校・社会と複雑多様であり、相互に関連している。例えば以下のような点が背景として考えられる。

○直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。（地域社会）

○心のふれあいの時間の減少、基本的な生活習慣の形成不足などにより、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。（家庭）

○児童生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動において、満足感や達成感を十分味わえていない。（学校）

これらいじめの背景要因を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって対応・対策を考えていくことが大切である。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめを未然に防ぐために

いじめ問題の根本的な克服のためには、全児童生徒を対象にした未然防止の観点が必要である。そのため、学校職員はもとより、家庭・地域などの関係者が一体となった継続的な取組が重要である。

①家庭や学校は、児童生徒に「いじめは絶対に許されない」「いじめられてよい子は一人もいない」ことや命の尊さについて理解を促す。

②学校は、児童生徒が充実感や自己有能感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。

③学校は、児童生徒間の些細なトラブルは人間関係づくりをする機会ととらえ、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育めるよう指導する。

④学校は、児童生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。また、家庭や地域では、学校の取組を理解し、日常的な家庭教育や地域の健全育成の取組などを通じて子どもたちを見守り、関わっていく。

⑤家庭や地域は、児童生徒が家族や大人と触れあう機会を充実するなどして、自分が大人から認められていること、必要とされていることを意識できるようにする。

(2) いじめを早期に発見するために

学校、家庭、地域の大人が連携して児童生徒を見守り、いじめを見逃さないようにする。次の点を大切にして、いじめにいち早く気づき、迅速な対応をすることが必要である。

- ①「いじめは見えにくい」ということを認識し、児童生徒の些細な変化や兆候であっても見逃さず、いじめを積極的に認知する。
 - ②学校は、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにする。
 - ③相談しやすい環境をつくるために、教職員と児童生徒・保護者の信頼関係の構築を図るとともに、児童生徒が相談することの大切さに気づけるようにする。
 - ④学校は地域に開かれた学校づくりを進める。また、地域では、学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整える。
- (3) いじめに適切に対応するために
- 学校でいじめが確認された場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的対応をすることが大切である。そのため、学校では、いじめ対応マニュアルの充実を図り、関係する児童生徒への指導・支援のあり方や保護者との連携について全職員が共通理解をしておくことが必要である。
- (4) 学校と家庭・地域・関係機関との連携
- 学校の取組の充実を図り、指導の効果を十分に上げるためには、保護者の理解と協力が欠かせない。さらに、事案によっては、心理や福祉の専門家の助言や、警察、児童相談所、医療機関等、諸機関との適切な連携も必要になる。そのため、学校と地域の関係機関が日頃から顔の見える関係づくりをしていくことが求められる。

第Ⅱ章 いじめ防止等のために白馬村が実施する施策

1 組織の設置

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

本村では、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために、法第14条第1項の規定に基づき、「白馬村いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会は、松本児童相談所・大町警察署・子ども会育成会・村長部局関係（子育て相談支援センター・健康福祉課）・PTA連合会・人権擁護委員・民生児童委員協議会・小中学校・教育委員会で構成する。なお、必要に応じて他の者を加えることができる。

連絡協議会は、下記の事項についての協議を行う。

- ①いじめ等の問題の実態把握および根絶のための方策に関すること。
- ②学校等の取組についての協議、情報交換等に関すること。
- ③啓発事業その他必要な事項に関すること。

(2) いじめ問題調査委員会の設置

いじめ事案や重大事態について当事者間の関係の調整および調査の必要がある場合に備え、法第14条3項の規定に基づき、本村教育委員会に「白馬村いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。

調査委員会は、PTA連合会・小中学校・村長部局関係（子育て相談支援センター・健康福祉課）・教育委員会（教育課）で構成する。また、必要に応じ、専門的な知識および経験を有する者（学識経験者、心理や福祉の専門家等）の参加を図り、公平性・中

立性を確保するよう努める。

調査委員会は、主に以下の内容を担うものとする。

- ①学校におけるいじめの事案について、教育委員会自らが調査を行う必要がある場合、法第24条に基づき、当該事案についての必要な調査を行う。
- ②重大事態が発生した場合には、法第28条第1項の規定に基づき、事実関係を明確にするための調査を行う。

2 いじめ防止等のための施策

本村では、各学校の教育活動全体を通じて、子ども一人一人の健全な成長を図り、いじめを許さず安心して通える学校づくりが行われるよう指導及び必要な支援を行う。また、福祉、医療、警察等の関係機関と一体となって、いじめの防止、早期発見及び対処のための施策を総合的に推進する。

(1) いじめの防止

- ①児童生徒の豊かな情操を養い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ②児童生徒がインターネットを通じていじめに関与したり、様々なトラブルに巻き込まれたりしないために、学校、PTA、関係機関と連携し、地域が一体となったインターネットの安全な利用に関する取組を推進する。
- ③いじめの未然防止の取組、実態把握の取組状況等、各学校におけるいじめの問題に係る組織的な取組状況を定期的に確認し、指導・助言を行うとともに、成果を上げている取組を村内各校に広め、共有化を図る。

(2) いじめの早期発見と対処

- ①学校におけるいじめ防止等の取組を支援する体制を整備する。
 - ・Q U検査（アンケートにより学級集団の状態や子ども一人一人の意欲・満足度を測定する検査）等を各校で実施し、いじめを受けている可能性の高い子ども、不登校になる可能性の高い子ども等を発見し、早期対応につなげる。
 - ・教育委員会教育課内に学校教育指導員を配置する。指導員は、定期的に学校訪問を行い、いじめ等問題行動の未然防止、早期発見および適切な対応について指導や助言を行う。
- ②児童生徒、保護者および教職員が、いじめ等に係る相談を行うことができる体制を整備する。
 - ・教育委員会教育課内に「子ども教育相談」専用電話（相談窓口）を設置する。
 - ・中学校に心の教室相談員を配置する。
 - ・子育て相談支援センター（健康福祉課）においても、相談を受け付ける。
- ③家庭や地域、関係機関との連携を強化し、いじめの未然防止や早期発見、適切な対応を図る。
 - ・いじめ問題に関する理解を促進し、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、地域とともにある学校づくりを推進し、いじめ防止等を含む児童生徒の健全育成のための共通理解を図る場を設定し、保護者や地域住民と連携して取り組めるよう努める。
 - ・いじめ防止が、関係者の連携のもと適切に行われるよう、学校と警察、児童相談所、医療機関等、関係機関との連携を強化し、必要な体制を整備する。

第三章 いじめ防止等のために学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条に基づき、いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、いじめ防止等の取組の具体的内容、いじめ防止等の取組の年間計画等を「学校いじめ防止基本方針」として策定する。

- (1) 学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開したり、保護者に配布するなどし、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取組を進める。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に定めたいじめ防止等の取組が、学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うようにする。
- (3) 策定や見直しにあたっては、必要に応じて、保護者や地域の方の参画を図ったり、児童生徒の意見を取り入れたりする。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、当該学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理や福祉等の専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される「学校いじめ防止等の対策のための組織」を置くものとする。

当該組織は、下記のようないじめ防止等の取組を実効的に行う。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を実施したり、具体的な年間計画を作成する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針についてP D C Aサイクルで検証し、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 児童生徒、学校教職員、保護者等のいじめの相談や通報の窓口を設置する。
- (4) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報を収集・記録し、教職員間の情報の共有化を図る。

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、計画的・継続的に未然防止に取り組む必要がある。

- (1) 児童生徒一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを行うとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 児童生徒一人一人が自他を理解し、より良い人間関係を築くことができるように、授業や学級活動、行事等を通して、コミュニケーション力や社会的スキルを育てる。
- (3) 教育活動全体を通じて、達成感、感動、人間関係の深まり、自己肯定感が高められるような機会を設定する。また、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような異年齢交流や学校種間交流、地域の方との交流を進めるなど、自己有能感を高められるよう努める。
- (4) いじめ防止等に係る教師のスキルアップを図る研修等を実施し、教師自身が人権感覚を大切にしたり教育活動を展開できるようにする。
- (5) 「いじめは絶対に許されないことであり、傍観したりする行為もいじめ同様に許されない」等、いじめに対する学校の姿勢を明確に打ち出し、「いじめは許さない」「いじめを見逃さない」という雰囲気や学校全体に醸成していく。また、このような学校の姿勢やいじめ防止等に関する学校の取組を保護者や地域へ発信していく。
- (6) 学級活動や児童会（生徒会）活動などで、児童生徒がいじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設けるなど、児童生徒自らいじめについて学び、未然防止の取組を

行うような機会を設定する。

- (7) 児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉棄損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、児童生徒がインターネットを通じていじめに関与したり、トラブルが発生したりしないように情報モラル教育の充実を図るとともに、教職員自ら研修を行い情報端末機器の特性を理解するよう努めたり、講習会を実施するなどして保護者への啓発を図ったりする。

4 いじめの早期発見の取組

学校の教職員は、日頃から児童生徒や保護者と信頼関係を築き、相談しやすい体制を整えるよう努める。また、いじめの可能性のある事象を発見したり、情報を得たりした場合は、一人で判断することなく、「学校いじめ防止等の対策のための組織」や学年会などと情報を共有し、複数で判断する。

- (1) 日頃から児童生徒の交友関係や生活実態等をきめ細かく把握し、個々の表情の変化やいじめのサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、積極的に児童生徒の情報交換を行い、児童生徒理解に努める。
- (2) 日記や生活記録ノート等の活用などを通じ、児童生徒の気持ちの変化を把握する。
- (3) QU検査、いじめに関わる定期的なアンケート調査、個人面談、家庭訪問等の機会を活用し、交友関係や悩みの把握、いじめの早期発見に努める。
- (4) 相談室への職員の常駐、保健室での相談など、いつでもだれでも相談できる体制をつくったり、スクールカウンセラーを積極的に活用したりするなど、相談機能の充実を図る。

5 いじめへの対応

いじめの兆候に気づいた場合や相談を受けた場合は、問題を軽視することなく、即時対応を行う。また、特定の教職員で抱え込むことなく、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、教育委員会及び関係機関等と連携し、対応に当たる。

- (1) 速やかに関係児童生徒から事情を聴きとるなどして事実確認を行う。事実確認の結果は、関係職員で情報を共有し、指導指針、指導体制、役割分担等を明確にして児童生徒及び保護者に対応する。
- (2) 関係児童生徒から状況や気持ちを十分に聞き取るとともに、いじめられた児童生徒には、不安を取り除き、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。また、いじめた児童生徒には、当該児童生徒の抱える問題やいじめの背景にも目を向け、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。
- (3) 事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、関係する保護者にも事実関係、今後の指導方針や相談体制などについて伝える。
- (4) インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、直ちに削除するための措置をとる。必要に応じて、警察等関係機関の協力を得る。

第IV章 重大事態への対応

1 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応することが必要である。

法第28条第1項においては、次に掲げる場合を、いじめの重大事態と規定している。
第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

第2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、「児童生徒が自殺を企画した場合」、「身体に重大な障害を負った場合」、「金品等に重大な被害をこうむった場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

2 学校の対応

学校は重大事態が発生した場合、直ちに村教育委員会に報告し、迅速かつ適正に組織的対応をする。そのため、各学校では、学校危機管理マニュアルを整備しておく。

- (1) 事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を中核とし、対応チームを組織。
- (2) 関係児童生徒への事実確認と関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導。
- (3) 関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・PTA等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制の構築。
- (4) いじめられた児童生徒の安心・安全の確保、学習やその他の活動が安心して行える環境整備、学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアの継続。
- (5) いじめた児童生徒へ、毅然とした対応をして自分の行為の責任を自覚させる指導を、健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと継続して実施。

3 村教育委員会又は学校の対応

(1) 重大事態発生時の報告

学校より重大事態発生時の報告を受けた村教育委員会は、村長に報告する。

(2) 重大事態の調査

①調査の主体の判断

- ・村教育委員会では、今までの経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒の保護者の訴えなどを踏まえて調査の主体を判断する。学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合や学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断したような場合は、村教育委員会が調査の主体となる。

②調査を行うための組織

- ・調査にあたっては、調査委員会の構成員に、調査の公平性・中立性・客観性を確保するため、専門的な知識及び経験を有する者（学識経験者、心理や福祉の専門家等）であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）を加えて構成する。
- ・学校が調査主体となる場合は、学校に置かれている「学校いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、事態の性質に応じて適切な専門家を加えて構成する。村教育委員会は調査をする学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(3) 調査の実施

①調査は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止することを目的とする。

②因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聴き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にする。

- ③村教育委員会又は学校は、調査組織による調査に全面的に協力し、事実にはっきりと向き合うことが重要である。
 - ④児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら、自殺の背景調査をすることが必要である。亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指す。
- (4) 調査結果の提供及び報告
- ①いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供
 - ・村教育委員会又は学校は、調査によって明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童生徒や保護者へ、適時・適切な方法で説明していく必要がある。
 - ・これらの情報の提供にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮することが必要である。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
 - ②調査結果の報告
 - ・調査結果については、村長に報告する。

4 村長による対応

調査結果の報告を受けた村長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を行う。再調査の主体は村長とし、附属機関を設ける等の方法で再調査を行う。

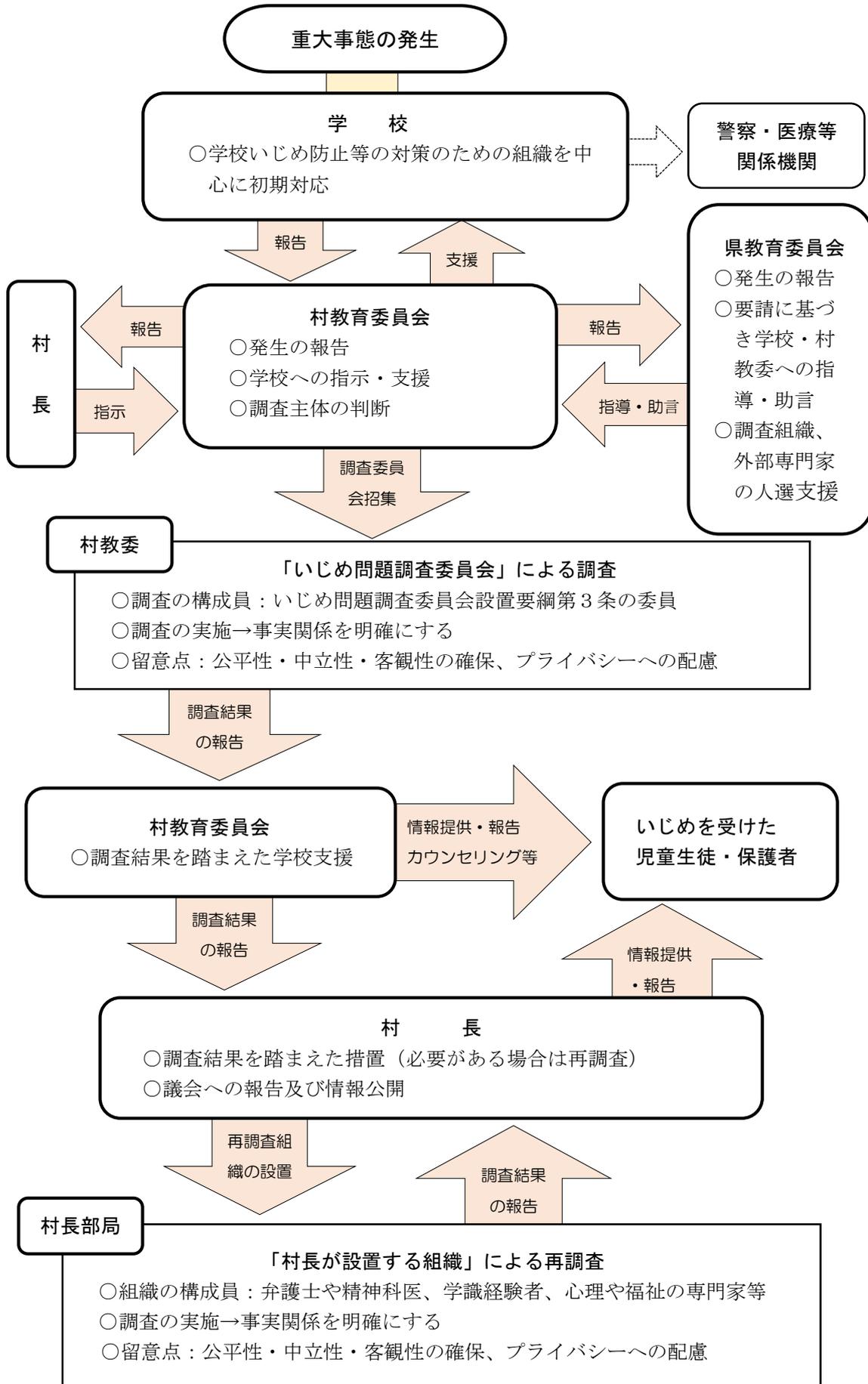
(1) 再調査

- ①調査をする機関の構成員は、調査の公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識や経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成する。
- ②従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、調査委員会の調査に並行して、村長による調査を実施することもある。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ①再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保したうえで、村長は、その結果を議会に適切に報告する。
- ②村長及び村教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

第V章 いじめ等重大事態発生時の白馬村対応マニュアル





白馬村いじめ防止基本方針

平成 27 年 4 月発行

発行・編集 白馬村教育委員会事務局 教育課
〒399-9393
長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025
TEL 0261-72-5000
E-mail kyouiku@vill.hakuba.lg.jp